

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者 様
介護保険施設施設長 様
地域密着型介護老人福祉施設施設長 様
地域包括支援センター 代表者 様
指定市町村事務受託法人代表者 様

栄区高齢・障害支援課長

認定調査員新任研修の開催について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記研修を実施しますので、受講を希望する方は次のとおりお申し込みください。

なお、貴事業所に所属し認定調査に従事する予定の介護支援専門員が本研修をまだ受講していない場合は、認定調査に従事することができません。

つきましては、対象者の受講についてご配慮くださいますようお願いいたします。

1 対象者（次の3つの要件をすべて満たす方）

- (1) 研修実施日時時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成 21 年 1 月以降に行われた、平成 21 年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和元年 11 月 12 日（火） 9 時 30 分から 16 時 30 分（受付は 9 時から）

3 会 場

栄区役所新館 4 階 8 号会議室（別紙 1 会場案内参照）

4 内 容

別紙 2 「認定調査員新任研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

(1) 申込様式：別紙 3「認定調査員新任研修受講申込書」のとおり

(2) 申込方法：F A X 又は郵送（期限日必着）

宛先 横浜市栄区役所福祉保健センター高齢・障害支援課介護保険担当

F A X 045-893-3083

郵送 〒247-0005 横浜市栄区桂町 303 番地の 19

(3) 期 限：令和元年 10 月 29 日（火）必着

6 受講者の決定について

申し込み順となります。受講決定の通知はしません。定員を超過した場合のみ電話でご連絡いたします。申し込み後または当日の欠席につきましては、必ず栄区高齢・障害支援課介護保険担当へご連絡ください。

7 研修当日に持参する物

- (1) 筆記用具
- (2) 介護支援専門員登録証

(3) 研修実施日時時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターまたは指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（事業所発行の身分証明書、社員証等）

(4) その他

研修当日配布する「受講票」に、事業所名、事業者番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期限を記載していただきます。介護支援専門員登録番号をお持ちでない方は認定調査に従事することはできません。現在登録中等で、登録番号がない場合は、実務研修受講番号もしくは介護支援専門員登録証明書記載の番号を記入し、登録番号取得後研修担当者に電話連絡の上、専門員証の写しを郵送で提出してください。

8 その他

(1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」（厚生労働省）により規定された研修であり、全課程を修了しない場合（遅刻又は早退等）は認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。

(2) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。

(3) 区役所内に食堂はありません。

担当 栄区高齢・障害支援課介護保険担当 中嶋、遠藤、生沼
TEL 045-894-8547
FAX 045-893-3083